



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	「恵庭事件」の授業プログラム改訂および実践：日本国憲法の平和に生きる権利をどう教えるか
Author(s)	前田, 輪音
Description	実践報告
Citation	教授学の探究, 26, 183-205
Issue Date	2009-02-16
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/35605
Type	departmental bulletin paper
File Information	maeda.pdf



＜実践報告＞「恵庭事件」の授業プログラム改訂および実践

—— 日本国憲法の平和に生きる権利をどう教えるか ——

前 田 輪 音

(北海学園大学法学部教職課程)

は じ め に

筆者は、1997 年より、社会科教育における憲法の平和主義についての教育内容の再構成をめざしてきた。従来の平和主義の教育内容は、教科書・実践研究ともにその大半は、自衛隊が合憲か違憲かが主となり、自衛隊と憲法第 9 条の矛盾を明確にするのみだった。そこで筆者はより身近で生活の問題として平和主義をとらえるべく、人権としての平和、すなわち平和的生存権を中心にすえた教育内容を、恵庭事件を素材に構想してきた。

平和的生存権は憲法学界での定義の一致は見られない。その根拠とする条文も、前文・9 条・13 条、その複合…と、多岐に渡る。たとえば恵庭事件の特別弁護人を務めた深瀬忠一は「戦争と軍備および戦争準備によって破壊されたり侵害ないし抑制されることなく、恐怖と欠乏を免れて平和のうちに生存し、またそのように平和な国と世界をつくり出してゆくことのできる核時代の自然権の本質をもつ基本的人権であり、憲法前文、とくに第 9 条および第 13 条、また第 3 章諸条項が複合して保障している憲法上の基本的人権の総体である」¹と表す。諸説ある一方で、原告の訴えの根拠として用いられ、かつ最近では自衛隊イラク派兵差止訴訟の名古屋高裁判決（2008 年 4 月）文に含まれるなど、社会的に認知されつつある²。しかし憲法学における通説の領域に達していない定義をそのまま用いるには困難さを否めない。

恵庭事件は、北海道恵庭町（現恵庭市）の自衛隊島松演習場と隣接する野崎牧場が舞台となった。野崎牧場は長年にわたり島松演習場の米軍・自衛隊の演習による騒音や水質汚濁による度重なる被害に悩まれ、様々な対策と多様な方法での抗議を重ねてきた。その一環として、自衛隊の演習中に基地内の演習用通信線を切断したところ自衛隊法第 121 条防衛用器物損壊罪違反で起訴された。公判は 40 回にわたり、その大半は自衛隊（法）の憲法 9 条合・違憲性の審理にあてられた、さながら自衛隊裁判の様相を呈した。しかし判決は、通信線は自衛隊法の例示物件には該当せず、被告人は無罪、自衛隊についての憲法判断は回避された。

教科書（政治経済・現代社会）・資料集（中学・高校ともに）での「恵庭事件」は、自衛隊関連裁判や違憲審査制の箇所にもみられる。概ね、起訴事実となった自衛隊演習用電話線切断事実そのものの背景や、公判が事実上自衛隊裁判となったこと、判決は憲法判断回避・被告人無罪、などの内容で占められる。特に憲法判断回避の（判）例として扱われる場合が多い。

筆者はすでに、恵庭事件を素材に授業プログラムを作成し、2007 年秋に札幌市内の中学校教諭の協力を得て中学 3 年生を対象に「選択社会」の時間を用いて実験授業を実施・報告した³。

本論文では、この実践（以降、適宜“2007 年実践”と記す）の改訂版を作成し、2008 年秋に大学生を対象に行った実践を報告する。

1 2007 年実践と改訂の方針

1-1 授業プログラムの概要

恵庭事件とそれにかかわる諸事実のうち、起訴事実（演習用通信線切断）・判決のみならず、以下の5つの素材をもとに、授業プログラムとして具体化した。

- (A) 野崎牧場の人々の沿革—演習被害に至るまでの幸せな時代、被害の始まりと数々の対策及び成果があがらなかったこと、対策の一つとしての演習用電話線切断で起訴されたこと・公判での議論・判決、その後及び現在（乳牛改良事業開始・食肉加工販売業に転換）
- (B) 恵庭の開拓（特に酪農）と島松演習場（旧陸軍・自衛隊）の歴史（北海道史における野崎牧場の沿革の背景として）
- (C) 公判—裁判闘争における野崎牧場への様々な支援・審理の内容・世論の高まり・判決—
- (D) 判決の意味・意義（野崎兄弟・裁判官・検察・自衛隊にとって）
- (E) 野崎氏及び支援者にとっての憲法の意義（演習の変化のもと、およびA～Dの場面で）
内容の概要（頁毎のタイトルや設問の内容など）を〔表1〕にまとめて示す。

1-2 2007 年版の改訂の方針—2007 年実践から

実践報告⁴以降、自身による再検討、北海道大学教育課程論ゼミの検討、野崎健美氏の聞き取りから得た諸事実・当時の思い等から、さらにいくつかの改訂の必要性が見出された。それらをもとに、以下、改訂の方針を述べる。なお、本節では2007年実践の授業プリントのページ数の記載を“○頁”と示す（表1参照のこと）。

・設問選択肢について… 回答の際に選択肢を用意することは、問題文の意図を補完するうえで役立つものではある。加えて、通常授業の3～4倍の内容量を扱う必要から、与えられた時間内に収めるためにも選択肢は有効だった。しかし、選択肢に縛られることなく自由に回答することが有効な場合もあるし、選択肢が思考を混乱させる場合もある。

たとえば、判決を考える設問（16頁問題8）は、公判の経緯（裁判劇による）をふり振り返りながら、憲法第9条、自衛隊法第1・121条、判決選択肢、などをもとに考える構成になっていた。

選択肢は次の通りである。

無罪と思った場合

- ① 根拠：自衛隊は憲法9条に違反するので、自衛隊法も違反する。よって無罪
- ② 根拠：被告人が切断した電話線は自衛隊法121条の「防衛の用に供する物」にはあたらない。よって無罪。
- ③ 根拠：自分の権利を守るための正当な行為である。よって無罪。

有罪と思った場合

- ④ 根拠：被告人が切断した電話線は自衛隊法121条の「防衛の用に供する物」にあたる。よって有罪、懲役5年。
- ⑤ その他の法律を根拠に有罪…（その他の法律…）

これらの選択肢では、有罪・無罪をまず判断してから理由を選ぶことになる。しかし、子どもなりの根拠を考えることは大切であるし、自ら考える有罪・無罪の理由がこれらの選択肢にあてはまるとも限らない。

【表1】授業プログラム(2007年版) 各ページ・問題構成		
頁	タイトル	内容
1	あなたにとっての幸せとは？	自分の「幸せ」の条件を考える(問題0)
2	牧場の四季	恵庭の野崎牧場の「幸せ」の条件を知る
2		野崎牧場の場所と「幸せ」な時代を考える(問題1)
3		恵庭の牧場(開拓)の歴史
4	恵庭 野崎牧場の誕生	牧場の「幸せ」の条件のひとつの水は近隣の土地から得ていたこと(問題2)
5		水をはじめ近隣の土地から資源(「幸せ」の条件)を得ていたこと
6	野崎牧場にふりかかった被害	被害への抗議文書(新聞投書)と被害の具体的内容
7	あなたはどう思うか？	野崎牧場主の立場で被害対策を考える(問題3)
8		被害の責任は誰にあるのか
9	被害の責任者は自衛隊	被害の発生源は、自衛隊の島松演習場(北海道大演習場の一部)の演習
9		島松演習場(北海道大演習場)の設置年を考える(問題5)
10	恵庭 島松演習場の歴史	原始林→旧帝國陸軍演習場→開拓地→占領軍(米軍)演習場→自衛隊演習場
11	野崎さんを支援しよう ―自衛隊による被害対策隊結成！―	支援者の立場で支援策を考える(問題6)
12	野崎さん一家はどうしたか	野崎牧場による17の対策と16の結果(改善ならず)
13	被害はどうなったか	17番目(No.17 2回目)の通信機切断 結果を考える(問題7)
14	野崎さん 自衛隊法で起訴される	恵庭裁判の開始
15	恵庭裁判―支えた人たち	支援者の活動(現地調査・傍聴確保・デモ学習会・援費・スベラ―ンでの資金集め)
		公判の経緯(裁判員による)
3	裁判員のキャスト：野崎兄弟(被告人)2名、検察官2名、裁判官2名、証人5名(自衛隊員3名、恵庭野役場役人、元統合幕僚役)	
	第1場面：起訴状朗読	
	第2場面：弁護側からの検察への起訴についての釈明要求	
	第3場面：被告人の冒頭陳述・弁護人の意見陳述	

	第4場面：検察側証人尋問…自衛隊員3名と恵庭町役場役人	
	第5場面：弁護側証人尋問…田中証人	
	裁判所が被告人の切斷行為自体についての証拠調べに入ろうとするが、弁護人と被告人による異議申し立て(自衛隊会審の前)がなければ証拠調べはできないこと、「私たちは軍事裁判を受ける義務はありません、拒否します!」と被告人が述べたこと)を示す。	
3	第6場面：最終論告・求刑	弁護側から自衛隊の違憲性が明らかになったことで起訴は取り下げろと主張するが検察側は拒否したことまで示し第7場面に移る。(続きは「恵庭裁判―検察の求刑は」(17頁))
	第7場面：最終弁論	
16	あなたが裁判官なら ―判決を考えよう(問題8)―	判決を選択肢から選ぶその理由を考える。資料：憲法第9条、自衛隊法第1・12条
17	恵庭裁判―検察の求刑は？	論告一部削除・求刑禁止について(第6場面の続き)
18	恵庭裁判―3月29日の判決とその後	全国的注目を集めたこと(数日前から憲法判断可能性の予告記事・当日の判決予告記事・テレビ番組生中継など)
19		友原の判決…判決と公判のまとめ
19		野崎さんは判決をどう思ったか(問題9)
20		判決の意義―判決直後の野崎さん・弁護団・裁判官・検察・自衛隊にとって
20		無罪判決確定後、野崎さんによる抗議・要求の有無を考える(問題10)
21	恵庭裁判その後―演習をめぐる変化	野崎さんによる継続要求と野崎さんによる継続要求と演習を巡る変化、成果(水・音問題、防衛庁の対応、演習運搬体制、被害の賠償)
22	恵庭裁判その後―演習変化のモトは？	演習を巡る変化と自衛隊合憲判決に至らなかった要因は憲法
22		野崎牧場その後の発展(乳牛改良事業成功・食肉加工業開始)
23	「幸せ」保障の日本国憲法	「幸せ」を保障した憲法条文をあげる(問題11) (=子どもがとらえた平和的生存権)
		4時間全体の感想記入
		参考にした資料リスト紹介

- ・被害対策を考える立場について… 牧場に騒音や川の汚濁などの被害が発生し、問題3(7頁)ではその原因排除策を＜牧場の立場＞で考え、問題6で加害者＝自衛隊を前提に＜支援者の立場＞で対策を考える構成だった。問題3の回答結果は、「苦情を言う、警察を呼ぶ、住民運動、デモ・署名・抗議集会、北海道に訴える、国に訴える、裁判起こす、損害賠償・立ち退き、直接行動・破壊など、仕返し、引っ越す」に類似するもので、問題6回答は問題3の結果とほぼ同じだったものの「警察を呼ぶ」のみがなかった。この違いは加害者が自衛隊と判明したことによると思われ、本人か支援者かの＜立場＞の違いで対策案に大きな違いはないと言える。
- ・論告一部削除・求刑禁止場面(17頁)の取り扱いについて… 求刑禁止は通常の裁判の流れと異なり極めて特異な事例である。ゆえに裁判劇から抜き出し解説の形で独立させた。しかし、司法の専門家でない限りその特殊性には気づかないゆえ、あえて独立して強調するよりも、裁判劇の中に時系列に沿って位置づけ、それが特殊であることを解説したほうが良いだろう。
- ・マスコミ同伴の上、自衛隊に抗議・通信線を切断したねらい… 切断時よりも以前に、野崎氏がマスコミに演習被害の報道を持ちかけた際、事件になれば取り上げるとの旨告げられた。抗議を重ね、やっと演習の事前連絡の口約束を自衛隊から得たが、1962年12月11日に連絡無しに轟音を伴う演習が開始した。その日は牛の売値が決まる大切な日(牛の能力検定日)だった。野崎美晴氏らは演習現地に行き、抗議のうえ通信線を切断、自衛隊員から暴行を受けた。翌12日、やはり連絡無しに演習は始まった。そこで健美氏がマスコミ同伴で、抗議を聞き入れない自衛隊の対応の悪さと「事件」(＝通信線切断)をマスコミを通して世論にうったえ、「公的な場所に引きずりだしてきちんと約束を守らせようとした」⁵のだ。野崎氏はこの行為(対策)がそれまでの対策とは異なる成果を期待していたと言える。
- ・通信線切断の結果… 切断後、演習の変化等を考えるのが問題7(13頁)だった。2007年実践では選択肢を設け、被害が止んだ:0名、野崎氏が裁判を起こした:2名、被害はやまず引っ越した:7~8名、野崎氏が訴えられた:2名、と、望まれる改善は得られないとの予想が多数だった。マスコミ同伴での通信線切断がそれまでの数多くの対策(12頁①~⑩)と同列のものとしてとらえられたためだろう。しかし、この切断行為の特殊性は、なんらかの形で強調すべきだろう。
- ・憲法が人権保障の土台であることの示し方… 22頁では、判決後、野崎牧場ではあきらめることなく3つの要求(演習場の撤去・行政による演習被害対策・被害の補償)をし続けたこと、後二者で変化があった数例を示し、それが「野崎さんのたたかいの『成果』」であり「土台にあるのは、憲法です」と、ダイレクトに述べた。そして健美氏の言葉としてこのように示した。

「恵庭の闘いは現地(現地調査・援農)、運動(各種集会・講演)、法廷闘争(傍聴券確保・弁論)の三つが結合した一つの権利闘争だと思います。裁判当時は、権利主張のためには原点にまでさかのぼって勉強しなくてはと考え、憲法の学説・理論はもとより、憲法制定過程の審議録なども徹底して勉強しました。」

そして、この裁判では憲法判断されなかったが、自衛隊設置後50年以上経過し自衛隊に関する憲法裁判は多々みられたが、裁判所は自衛隊「合憲」判断をだしていない、その理由として「『自衛隊合憲判決』を出させない『力』が憲法にはある」と憲法の意義を強調し、「野崎さ

んとその支援者にとっては、裁判前も公判中もそして判決後も、憲法は幸せを守るためのよりどころだったのです」と記載した。

続く 23 頁は『『幸せ』保障の日本国憲法』というタイトルで、「憲法前文の最初の一文は『日本国民は……この憲法を確定する』です。憲法は『国民』が宣言・確定したものであり、『尊重擁護する義務（99 条）』を持つ『国』に守らせるべきものです。野崎さんの『幸せ』を壊したのは、本来ならば野崎さんの幸せを守る義務がある『国』でした。そこで野崎さんは、国に自分の『幸せ』を守らせるために、憲法をよりどころに抗議・要求し続けたのです」と連ねた。

憲法の意義を考えさせる場面であるにもかかわらず、以上のように意義自体をプログラムの言葉で解説した。しかし、憲法教育では憲法の意義を前提にするよりも、憲法が支えとなったこと自体、子どもたちに考えてもらう機会をつくるべきであろう。

- ・判決後の野崎牧場… 22 頁の下 3 分の 2 に、[野崎牧場 その後] と表記し枠で囲み、牧場がその後、乳牛改良事業を開始し優秀な成績を収めたこと、ハム・ソーセージのお店を牧場より少し離れた北広島で開店したことを述べ、「野崎さんの新たな幸せです」と紹介し 22 頁を閉じた。さらに春休み直前に、「番外編」⁶（A 4 版 1 枚）として野崎氏本人から直接得た⁷ メッセージを作成、野崎氏の言葉として、裁判も現在の食肉加工業も原点（裁判の原点は憲法、食肉加工はドイツの製法とその改良）が大切だと中学生に伝えた。

このように、21 頁と「番外編」とに別々に示したが、まとめて本文に位置づけたほうが良い。

- ・食肉加工販売業への移行の原因… 野崎健美氏の聞き取りから、父 野崎健之助氏の死去に伴う兄弟の財産分与のため、牧場を売却し、それを資金に現在の食肉加工販売業を開始したこと、それは恵庭事件よりも前からの夢であったことがわかった⁸。
- ・牧場内の川の名称「野崎川」… 正しくは「茂漁川の源流」である。（野崎氏聞き取りより）
- ・演習用「電話線」の現物… 筆者は裁判記録から想像するのみであったが、取材時に野崎健美氏ご本人からご提供いただいたので、授業で現物を提示することが可能となった。

2 改訂版の作成・実践

2-1 実践の概要

以上のような改訂の方針をもとに改訂版を作成、2008 年 10 月 3・10・17 日に北海学園大学教職課程履修生 5 名を対象に「社会科教育法」（中学校社会科免許取得必修）3 時間で実験授業を実施した。学生の構成は、後藤君（法律学科 2 年）、馬場君（法律学科 3 年）、武山さん（経済学科 3 年）、森君（法学部科目等履修生）、尾道君（同）（*以上、全員が仮名）である。後二者は教科は異なるが非常勤講師等の教職の経験をもつ。授業者は筆者である。

内容の概要（頁毎のタイトルや設問の内容など）を〔表 2〕にまとめて示し、以下にいくつかの授業プログラムの場面を取り上げ、改訂内容（“改訂”）と実践の様子（“実践”）を述べていく。本節では特に断らない限り、改訂版の授業プリントのページ数を“○頁”と示す。適宜“*”を付して補足説明をする。改訂版の授業プログラムはまとめて 198 ページより示す。

なお、大学生対象の実践として次の 1 点のみ考慮した。大学生は中学・高校で恵庭事件を既に学習している場合（教科書や資料集に記載）が多い。プログラム開始初期の段階で気がつく

第5場面：弁護側証人登壇…田中証人		第6場面：最終通告・求刑（一部裁判所側から、組 除・禁止されたことを含む）		第7場面：最終弁論		第8場面：判決		第9場面：控訴審		第10場面：上告審		第11場面：執行		第12場面：終結		第13場面：後日		第14場面：終結		第15場面：終結		第16場面：終結		第17場面：終結		第18場面：終結		第19場面：終結		第20場面：終結		第21場面：終結		第22場面：終結		第23場面：終結		第24場面：終結		第25場面：終結		第26場面：終結		第27場面：終結		第28場面：終結		第29場面：終結		第30場面：終結		第31場面：終結		第32場面：終結		第33場面：終結		第34場面：終結		第35場面：終結		第36場面：終結		第37場面：終結		第38場面：終結		第39場面：終結		第40場面：終結		第41場面：終結		第42場面：終結		第43場面：終結		第44場面：終結		第45場面：終結		第46場面：終結		第47場面：終結		第48場面：終結		第49場面：終結		第50場面：終結		第51場面：終結		第52場面：終結		第53場面：終結		第54場面：終結		第55場面：終結		第56場面：終結		第57場面：終結		第58場面：終結		第59場面：終結		第60場面：終結		第61場面：終結		第62場面：終結		第63場面：終結		第64場面：終結		第65場面：終結		第66場面：終結		第67場面：終結		第68場面：終結		第69場面：終結		第70場面：終結		第71場面：終結		第72場面：終結		第73場面：終結		第74場面：終結		第75場面：終結		第76場面：終結		第77場面：終結		第78場面：終結		第79場面：終結		第80場面：終結		第81場面：終結		第82場面：終結		第83場面：終結		第84場面：終結		第85場面：終結		第86場面：終結		第87場面：終結		第88場面：終結		第89場面：終結		第90場面：終結		第91場面：終結		第92場面：終結		第93場面：終結		第94場面：終結		第95場面：終結		第96場面：終結		第97場面：終結		第98場面：終結		第99場面：終結		第100場面：終結		第101場面：終結		第102場面：終結		第103場面：終結		第104場面：終結		第105場面：終結		第106場面：終結		第107場面：終結		第108場面：終結		第109場面：終結		第110場面：終結		第111場面：終結		第112場面：終結		第113場面：終結		第114場面：終結		第115場面：終結		第116場面：終結		第117場面：終結		第118場面：終結		第119場面：終結		第120場面：終結		第121場面：終結		第122場面：終結		第123場面：終結		第124場面：終結		第125場面：終結		第126場面：終結		第127場面：終結		第128場面：終結		第129場面：終結		第130場面：終結		第131場面：終結		第132場面：終結		第133場面：終結		第134場面：終結		第135場面：終結		第136場面：終結		第137場面：終結		第138場面：終結	
-------------------	--	--	--	-----------	--	---------	--	----------	--	-----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--

面：被告人の冒頭陳述・弁護人の意見陳述

と、本授業プログラムの内容とは無関係に記憶に基づき回答することもある。なるべく気づく時期を長引かせたい。事件に至る背景（歴史を含む）も扱う以上、地名を伏せるわけにはいかない。そこで学生が気づくまで、「野崎牧場」を伏せて「A 牧場」とし、登場人物は「健美さん」「美晴さん」などと表記した。本論文で掲載している授業プログラム本体にはこのような記載にしたが、中学校等での実践の際には正確な名称記載に戻したほうが良い。

2-2 実践と分析

(1) 恵庭事件に至るまでの幸せな牧場の暮らしと被害の発生等について

実践：1時間目（1～9 頁）を終えた学生の感想は「今自分が暮らしているすぐとなりで昔起きたことであり、すごく身近に感じることができるので、興味深いです」と地理的な身近さからの興味、「恵庭にこんなに牧場があったのには驚きました。幸せな生活を破壊したのが自衛隊だったとは残念でした。裁判で争っても勝てるか心配になりました」と、恵庭の酪農の歴史への興味・被害対策として考えた裁判も自衛隊相手では不安があること、「恵庭、千歳に自衛隊の演習場があるのは知っていたが、騒音を出していた原因と聞かされると連想できなかったのが個人的に残念でした」と、演習と被害の関連に気づかなかったこと等を述べている。

この時点で「野崎」という二文字は伏せていたが、恵庭事件と気づいた学生はおらず、既習の「恵庭事件」が（歴史的）生活上の背景を扱っていないこと、本プログラムの1時間目が本質的にこれまでの「恵庭事件」の内容とは異なることも明らかになった。

(2) 被害の対策を考える主体について－問題3（7 頁）と問題6（11 頁）

改訂：問題6は、問題3と同様に牧場の立場で対策を考える設問にし、問題3時点の回答内容（表3）をプリントに掲載し、加害者不明時点の回答を意識させながら加害者判明時点での被害対策を考える流れにした。

実践：授業者が読み上げてすぐ回答を指示した。

〔表3 問題3 回答結果〕

後藤	1 騒音の主への抗議、 2 訴訟を起こす
馬場	損害賠償を請求 と平行して（国・自治体が相手ならば）署名
武山	町の人に署名をしてもらおう。主にアピールするとともに、町の人にも現状を知ってもらい助けてもらおう
森	・近所の人と協力して（何度か）再度、騒音主にやめるよう注意する。（実害を示す） ・裁判に訴える。騒音の停止と損害・賠償を求める。
尾道	騒音を出している人を相手に損害倍所請求訴訟を起こす。

記入後、授業者が回答結果を発言するよう指示した。

馬場：自衛隊相手ではやむをえないので（＊ここで馬場君の後ろに座っている尾道君うなづく）水はこの牧場にとって大切な資源なので、また水が使えるように何か設備など整えるようにやむをえないので妥協して。

尾道：全国規模で署名活動を行い、（町の人だけでなく）それでも状況が変わらないということがあれば、まず損害賠償訴訟を起こし、これ以降の騒音を止めるという訴訟も起こしていかなければならない。

武山：まず署名して、人が集まった段階でデモ行進とかをして、町の人とか国に。その時マス・メディアも来ると思うからそれを利用して、他の地域も合流して、それから裁判を起こして。
 授業者：デモはどこですか？ 武山：町の中、札幌とか。
 授業者：署名はどこまで？さっき尾道君は全国で、って言ってた。
 武山：大きければ大きいほどいいのだけど、とりあえずは、できる範囲からやっていって。デモをした段階でニュースとかになると思うから、そこから呼びかけて。できる限り大きく。
 森：テレビ、あ、テレビ当時ないか？ ラジオとか新聞とかマス・メディアをつかって、全国の人に実情を訴えて、世論を味方につける。それと同時に並行して損害賠償請求、憲法とからめて、生存権など。
 後藤：とりあえず、マス・メディアとか署名とかできれば全国、少なくとも北海道とか東北くらいまでは署名を集めて訴訟を起こして。それでももしダメだったら、自衛隊被害の対策、なんとかなんないのか、という話をしてもらって、もしなんないようであれば、自分たちで引越すための費用とかを負担してもらおう。その代わり、移動とかそういった費用とか場所とかの費用も全部国に負担させる。

〔表 4 問題 6 回答結果 回答欄から〕

後藤	世論を味方に訴訟、もしダメであれば引越し負担を国にしてもらおう
馬場	防音対策、泥水を流さないような設備を整えるように、国に求める。また、それだけではなく、水は大変なので、使えるようにしてもらおうことも忘れずに行う。感謝料ももらえる分だけもらう。
武山	デモ（行進、etc.） マス・メディアを利用→全国に呼びかける。それか、署名して、裁判を起こす。
森	・マスメディア（ラジオ・テレビ・新聞等）を利用し、全国の人に実情を訴えて世論を味方につける。 ・騒音の停止、損害賠償を請求。（憲法生存権などからめて…）
尾道	町の人だけでなく、全国単位で署名活動を行う。それでも騒音行為がストップしなければ、損害賠償請求訴訟を起こす。

回答は、問題 3（加害者不明）では、相手への抗議、世論の利用・署名集め（主に近隣の地域対象）、補償請求などがみられる。問題 6（加害者は自衛隊）では、「抗議」は無くなり、マスコミ利用など全国規模の活動に拡大され、引越しとその費用請求も出された。

一大国家組織である自衛隊相手では全国的な世論の喚起（マスコミの利用）が必要と考えたのだろう。さらに転居とその費用請求は問題 3 回答にはみられず、自衛隊相手ゆえの対策と考えられる。また、2007 年実践でだされた対策案は、問題 3・6 ともにマスコミ利用はなかった。改訂版では実行使の類の回答がなかった。中学生と大学生の違いかもしれない。

(3) 演習用の通信線切断のねらい—問題 7（13 頁）をめぐる

改訂： 演習用通信線切断の経緯を詳しく示し、切断「理由」も考える問題にした（13 頁）。

実践： 切断理由の回答は「切ったあとの自衛隊の対応、行動をマスコミに見せるため」「マスコミに訴える。切断という実行使に出ないといけなくらい切羽詰まっている状況を知ってもらいたい」など、全員が報道により世論を喚起しようとし、野崎氏と同様の考えをもった。

さらにその後の変化として、「しばらく続行していたが、マスコミにより、世間に広まり、

ちゃんとした対応をとらざるを得なくなった」（後藤）、「行われる回数が減少した。又は内容が変更された」（馬場）、「静かになった」（武山）、「続行。逆に訴えられる？」（森）、「11, 12 日より、演習の回数が少なくなった」（尾道）と 5 名中 4 名が演習の減少を予想した。唯一「減少しなかった、逆に訴えられた」と回答した学生は、恵庭事件と気づいていたゆえである（[2 時間目の感想] に記載）。よってこれ以降「A 牧場」ではなく野崎牧場という本来の名前を用いた。

演習の減少を大半が予想しなかった 2007 年実践と比べて、明らかに改訂の成果がでた。その後、野崎氏が起訴されたことが強い意外性をもって受け止められ、判決への関心が一気に増大した。この時間の感想を下記に示す。

[2 時間目感想]

後藤：歴史と一緒に公民科、特に法学部でやるような憲法をやっている感じがした。個人が国に対抗することの難しさ、こんなことになってしまう国のシステムが残念でもあります。

馬場：国のいい加減さが伝わってきました。とは言えども、自衛隊はやむをえないと思います。

武山：初めはそこまで興味が湧かなかったのですが、今は判決が気になって仕方ありません。

森：高校の政経で聞いたことがありました。“電話線を切断”というところで、“恵庭事件”とつながりました。

尾道：恵庭裁判の内容をあまりよく知らなかったので来週の判決の内容が楽しみです。健美・美晴さんの 2 人の頑張りには頭が下がる。自分の生活を奪われたのだから、当然なのかもしれないが…。

(4) 裁判劇について

改訂： 全 7 場面構成（2007 年版と同）で、役割分担のうえで参加人数の都合から登場人物を少なくした。さらに場面の解説を適宜増やした。特に第 5 場面「弁護人の立証」では、通常の刑事裁判のように起訴事実自体の証拠調べではなく、自衛隊（法）の違憲性を立証するため、当時国会で暴露された「三矢研究」の中心人物元防衛庁倒幕会議事務局長田中義男を証人喚問し承認されたことを解説した。この場面こそが、この裁判が自衛隊裁判と言われたゆえンである。また、第 6 場面「論告一部削除・求刑禁止」の全て（2007 年版では途中まで）を裁判劇のシナリオに位置づけた。

なおシナリオ本体は、授業プログラム本体とともに別途 202～203 ページに掲載する。

実践： 2 時間目終了時にシナリオを配布し、役を割り当て（後藤…検察、馬場…被告、武山…裁判官、森…弁護士、授業者…証人全員）、読んで判決を考えてくるよう指示した。3 時間目はこの裁判劇から開始した。机配置を法廷に近づけ各役柄がお互いに向かい合うように座った。ベンチや電話線の現物も使用した。この時間、尾道君は所用のため遅刻して参加した。

実際の公判の一部再現は、全体の感想（後述）にもあるように興味を引く機会となった。

(5) 判決について—問題 8（17 頁）

改訂： 判決の選択肢を削除し、裁判劇・憲法第 9 条・自衛隊法第 1・121 条に加え、弁護側と検察側の主張を記載し、起訴内容も再掲（初出は 14 頁）した。

実践： 裁判劇終了後、判決を考えた。授業者からは、裁判劇で演じた役から離れ、自分はどう考えるかを検討するよう促し、再度、電話線の現物をみせた。大方が回答作業中のなかで、裁判官役を務めた武山さんは早々に書き終え、授業者と次のような会話を交わした。

授業者： 41 回もやったら大変だね。 武山： 週に何回やったの？

授業者：（＊日程のいくつかを述べる）

授業者： 裁判官忌避もあったんだよ。最初は1人だったけど、憲法問題になってから3人になったんだよなど

武山： 最後は何人になったの？ 授業者： 3人だよ。

武山： 見たかった、裁判…。

後藤： これ、なんか論点が違う気がする。自衛隊法で起訴したのが間違いだ。

授業者： お～。検察官、良いところに気がついたね。実は本当の裁判でもあったんだよ。罰条を変える勧告が裁判官から検察にあったんだよ。

武山： なんで、「論点」？

後藤： 自衛隊法じゃなくて器物損壊罪とかなら間違いなく自衛隊側は勝つ。自力救済は禁止されているから。

武山： わざわざ不利なもので起訴してきたんだ。

授業者： だって最初ね、野崎さんがぶつつり通信線をきった時、最初は器物損壊罪で捜査していた。でも、起訴したとき自衛隊法 121 条になったんだ。みなさん、自衛隊法をみてください、第1条、自衛隊法って何をきめると書いてあるの？

後藤：（＊読み上げる）

授業者： あそこにいる被告人野崎さんは自衛隊員ですか？（＊被告人役を指し）

武山： ちがう。 授業者： 違うよね。 武山： あ～ん。（＊表情を変える）

授業者： なんで、自衛隊（員）に関することなのに、隣でただ良い牛を育てるためにがんばっている兄弟がさ、どうして自衛隊に起訴されるわけ？というその検察役をした後藤君がですね、「論点がずれてる」と言い始めましたが、もう、遅い…。

武山： 損害とかは？

授業者： たくさん請求したけど聞いてくれなかったの。あったでしょ？いっぱい。川詰まったし、それでダムつくってくれたけど（＊成果は）だめ。音は、牛に耳栓できないでしょ？検定のとき乳量低下している、乳量は一定しているので減るとすぐわかる…。

〔判決理由（全員が無罪）〕

後藤（検察）：そもそも自衛隊法に一般人が適用されていいものではない。つまり、一般人である被告人は無罪である。

馬場（被告人）：弁護側の理由とは異なるが、無罪。なぜならば、電話線は「防衛の用に供するもの」に値しないから無罪とすべきである。また、自衛隊が違憲かどうかは判断しかねるけども。

武山（裁判官）：自衛隊は「国民」を守る「戦力」又は「実力」であるのに、その「国民」に対し被害をおこしている。この行為は国、国民を守る自衛に当たらないので。

森（弁護士）：自衛隊法は自衛隊員や自衛隊そのものを規定しているので一般人を自衛隊法違反での起訴は無効。

最初の二人は自衛隊法適用問題を、残り二人は自衛隊についての憲法判断に基づいている。なお、馬場君の回答は実際の判決とほぼ同じであるが、前時終了後、「判例演習室で判決を調べるということは無しですよ？」と授業者に質問したことを考慮すると、実際の判決を調べたのか、それとも「電話線」現物からの判断なのかは不明である。

(6) 判決に対する野崎牧場および支援者の考えとその理由―問題 9 (18 頁)

実践： 記入中に、武山「損害賠償はこれに関係あるの？」という質問があった。授業者からは「これは刑事裁判なので関係ないの。それは民事でやるんだよ」と応答すると、すぐに回答記入を終えた。さらには「次、裁判なにやるの」など問いかけた。一方で回答に悩む姿もあり、授業者は「この 40 回の気持ちを考えながら、回答してください」と指示した。その結果、4 名中（1 名は遅刻）3 名が何らかの禍根を残したと予想した。

〔表 5 問題 9 回答結果〕

後藤	無罪でよかったけれど、もともとの問題がうやむやに…。これから野崎さんたちの生活は改善されるのだろうか。
馬場	違憲かどうかが明確ではないので、無罪になったけれど、複雑な心境になった。
武山	亡くなった母のために絶対に勝ちたかったので、無罪でとても嬉しく思ったのではないのでしょうか。
森	無罪になったのは良いが、自衛隊と 9 条の関係が解決していないので肩すかしをくらった感じ。裁判に費やした時間等が無駄になってしまった…。でも、また隣で自衛隊の演習が行われてしまう不安が残る。

(7) 憲法判断回避・無罪判決確定後の野崎氏の行動―問題 10 (19 頁)

実践： 全員が回答に悩んだ。授業者は「みなさん野崎さんならどうする？」と言ったが、これまで判決（問題 8）や野崎氏の気持ち（問題 9）をすらすらと回答してきた武山さんの筆もここで止まった。裁判官役を演じたこの学生は、前問で野崎氏が判決に喜んだと予想した。授業者からこの学生の気持ちを想像し、「よかれと思った判決だけど、野崎さんに『良くなかった』と言われちゃったんだよね」と語りかけたところ、こくりとうなづき、「裁判官、かわいそう」と呟いた。授業者が「どうしても書けないのなら、無記入のままでいいよ」と告げると、結局、白紙のままだった。

解答欄と授業中の発言で確認された回答は次の通りである。参考までに裁判劇での役柄を“()”内に記す。

「生存権が侵害されたと損害賠償請求をした」…後藤（検察）

「損害賠償の請求、生存権侵害で国を訴える」（民事で）…森（弁護士）

（＊白紙 武山（裁判官））

「もう裁判所は信用できない。逆に被害者を出さないための活動をする」…馬場（被告）

「あきらめた。裁判所の信用がないから、何もしなかった」…尾道

(8) 憲法の意義を考える 支えは憲法―問題 11 (21 頁)

改訂： 野崎氏の言葉として、裁判当時は権利主張のため憲法及び制定過程まで勉強した旨の内容は 2007 年版より継続した。それに加え、公判での長期間にわたる証人尋問が中断され、通信線切断行為そのものの事実調べが開始する直前、「もし自衛隊法が憲法違反だとすれば、事実調べをすること自体が憲法違反の法廷を開いていることになる。それは絶対許されることではない、そういうふうに考えればいいんだ！電話線切断行為そのものの『事実調べ』をするってことは、起訴された自衛隊法が合憲だということが前提でなければできない、それを拒否するのが被告としての当然の義務だ！」と思った、という言葉を用いし、これが論告一部削除・求刑禁止へ導いたことを解説する。

そのうえで、支えそのものが何か（＝憲法）を確認する以下の設問（新設）に進む。

（新）問題 11：野崎さんは多くの支援者たちに支えられて恵庭公判を終えました。でも、他に、あるとても重要なものに野崎さんは支えられ、最大限に利用し、「盾」あるいは「武器」にしました。それは何でしょうか？

実践： 授業者が問題を読み上げたあとすぐに指名した。「マスコミ」が1名、他4名は「憲法」をあげた。「マスコミ」回答者に授業者は、野崎氏が事件以前からある新聞社に演習被害の取材を依頼したが、「事件にならないと取り上げられない」と言われたこと、ゆえに新聞社を同伴し自衛隊の対応の悪さを見せ、「事件」となるべく通信線を切断したのだと述べた。すると、この学生は、「そうなんだ…」と、納得したようだった。

筑紫哲也氏（故人）をはじめ問題の本質をするどく見抜き扱うジャーナリストはわずかが存在する。しかしながら上記の経緯はマスコミが常に頼りになるとは限らない顕著な事例である。マスコミへの信頼が強い場合も考慮し、野崎牧場とマスコミとの折衝の経緯、すなわち事件なくして記事にはできぬと、事件の前に恵庭の実情を放映するよう頼みに行ったが断られたことも、数々の「一家の行った対策とその結果」（12 頁）に示す必要がある。

（9）選ばれた条文－学生が考えた平和的生存権を構成する条文（（新）問題 12）

改訂： 改訂版では、22 頁冒頭で問題 11（21 頁）の正解「憲法」を提示し、そのうえで、判決は憲法判断こそされなかったにせよ、自衛隊の憲法合憲判断は裁判所からいまだ出されていないと述べ（2007 年版の 22 頁と同様）、憲法は国民が宣言したものであり、「尊重擁護する義務」（第 99 条）は国にある、野崎氏の幸せな生活を守る義務は国にあった、それを守らせるために憲法を盾に野崎氏が闘った、「公判はまるで、被告は自衛隊であるかのよう」だったと述べ、以下の（新）問題 12（2007 年版問題 11 に相当）を位置づけた。

問題 12：野崎さんが利用し・盾にし・支えられた憲法の条文はどれだと思いますか。

前文も含め、条文No.やその内容を「日本国憲法」の条文をみながら、考えつく限りあげてください。

実践： 憲法全文の複写を配布し、該当すると考える条文に印を付けるように指示した。授業者が「憲法は、国民が守るためのものではない、国民が国に守らせるもの。国の組織の一つが自衛隊ですから、これをどういうふうに武器にしたかを、自衛隊は一大国家組織ですからね、考えることができます」とし、自衛隊が国家機関の一つであることを強調した。回答中に前文を指して「これも選んでいいの？」（武山さん）と聞いた学生がおり、「これも憲法だからね」と応じた。

〔表 6 回答結果 2007 年実践（問題 11）・2008 年実践（問題 12）〕

	前文	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	22	25	27	28	29
2007 年実践	27	29	3	24	12	45	3	3	12	20	1	5		67	4	4	1
2008 年実践	5	3		3	1	3			2	2			1	5			3
（内訳）後藤	○			○	○	○			○	○				○（①）			○（①）
馬場	○			○										○			○
武山	○	○				○			○	○				○			
森	○	○												○			
尾道	○	○		○		○							○	○			○

31	32	35	36	37	38	39	40	…	76	77	78	79	…	97	98	99	総数
1	10	1	4	7	1	2	9							2	1	4	97名
	2			2	2	1	2		1	1	1	1		4	2	1	5名
	○			○	○		○							○			
														○	○(①)	○	
	○			○	○	○	○		○	○	○	○					
														○	○(①)		
														○			

量的にみると、5名全員が選択したのは前文・25条（生存権）、4名選択が97条（基本的人権の本質）、3名選択が9条（第2章 平和主義）・11条（基本的人権の享有）・13条（幸福追求権）・29条（財産権）である。2007年実践の最も多い選択も25条であり、「演習被害が野崎氏の生存権をおびやかした」ことが両実践において捉えられた。25条が9条を抜いたのもまた2007年実践と同様である。97条が多く選択されたことは、歴史的かつ永久不可侵の権利である必要性を意識したからであろう。98条（最高法規）、99条（憲法尊重擁護義務）は、中学実践よりも高い割合で選択された。中学生は前文も選んだが、大学生は前文を指して「これ、選んでいいの？」とその違いのようなものを感じている。

選択された条文全体をみると、前文・9条・第3章（基本的人権）に加え、第6章司法（統治機構の一つ）、第10章最高法規も加わり、憲法をいっそう広範囲にカバーするものとなった。

⑩ その後の野崎牧場 一部改訂・一部新設（23頁）

改訂： 2007年版「その後の野崎牧場」（2007年版22頁）と番外編をあわせ、改訂版23頁（プログラムの実質的最終頁（最終頁は参考文献一覧））において、牧場経営→乳牛改良事業開始→成功→食肉加工販売業開始→コンクールで表彰される と、時系列に基づいて構成した。さらに野崎氏の弁護団の一人だった内藤功氏との再会の場¹⁰の写真、および内藤氏の自衛隊実態審理開始の逸話¹¹を含めて掲載した。

3 本実践の意義

学生の言葉から、本実践の意義を分析する。まずはこの授業全体を通した感想（22頁問題12と同時に回答）を示す。

〔全体の感想（22頁）〕

後藤：最初は歴史や産業についてだと思っていたものが、後になってみれば現在でも問題になっている自衛隊が違憲であるかどうかということになったのには驚いた。戦後からずっと続いている問題なのだと思います。

馬場：「幸せ」とは何かというテーマからここまで飛躍するとは全く思いませんでした。また、社会科という科目の奥深さや難しさを身にしみてわかりました。同時に責任とやりがいを感じて、一層、教員になりたいと思いました。

武山：3時間にもわたって裁判を見て学びましたが、野崎さんは無罪が確定した時、とても遺憾に思っていました。19頁（*21頁と思われる一前田）の幸せそうな野崎さんを見てほっとしたのと同時に納得した結果が最終的に出されたのかなと思いました。この裁判授業はとても楽しい時間でした。

森：幸せな生活が国家権力によって侵害された場合、戦前なら泣き寝入りするしかなかったと思うが…。国民の権利が憲法によって保障されるようになったのかなと思いました。でも国家権力との裁判は時間がかかるなと思いました。

尾道：野崎さん達の熱意には頭が下がる部分が多いが、彼らは生存権などの人権を著しく侵害されているので、彼らの行動は当然の事なのかもしれない。私が彼らと同じ立場であっても、同じ行動をするのではないかと思う。

さらに 22 頁では問題 12 と全体の感想記入とあわせて、「あなたがつけるこの授業プログラムのタイトル」を聞いた。回答は下記の通りである。

- ・「誰がために憲法はある」 ・『正義』と『幸せ』の実現のために
- ・「日本国憲法が盾となる」 ・「私たちの権利」 ・「国民を守った日本国憲法」

感想からは、自衛隊裁判となった演習被害の問題を、「戦後からずっと続いている問題なのだと思います」と戦後初期からの歴史的問題でもあることへの気づき、幸せそうな野崎さんの現在の写真をみて安堵したのと授業への満足感、生活が国家権力から侵害されたときの憲法の力の認識、人権侵害における被害者の行動に示唆を得たことなどがあらわれている。

各自が付けたタイトルには憲法や権利などへの認識がみられる。「平和」の二文字は一切出てこない。これは、学生にとって従来、「平和」は権利とは捉えられていなかったことを示すと同時に、平和的生存権にかかわる恵庭事件をめぐる諸事実から、間違いなくそれが権利であることが受け止められた、ということを意味している。

平和的生存権理論発展の契機ともいえる恵庭事件は、野崎牧場の人々が牧場経営を含め生活するうえで、自衛隊の演習によって侵害された事実や対策にあふれている。深瀬氏の前述した定義によれば、これはまさに「平和的生存権」の侵害の事実と権利獲得への行動である。

問題 12 の回答結果から、大学生が考える平和的生存権（言葉は用いていないが）の根拠条文は、深瀬の平和的生存権の根拠とする条文—前文・9 条（戦争放棄）・第 3 章（国民の権利及び義務））に加え、憲法第 6 章（司法）（統治機構の一部）、第 10 章（最高法規）と広範囲な条文が選ばれた。これは、前文、平和主義、基本的人権、そして統治機構の一部としての司法が関連するものとして捉える可能性を示したものといえる。同時に、第 4 章（国会）や第 5 章（内閣）などは前提なのか該当しないと考えられているのか興味深いところである。

つまりこれは、平和的生存権が、憲法の基本原則を国民主権・基本的人権・平和主義の三つを断片的に教えるのではなく、有機的な関連があるものとしてとらえられること、ひいては憲法教育の再構成への可能性を有している。星野安三郎が最初にこの平和的生存権の理論提起をしたときに、憲法を統一的に捉える必要性を示唆した¹² ことに通じるものがあるろう。

今後、さらなる授業プログラムの改訂と、憲法教育のあり方についての整理を行っていく予定である。

付記：

何度も時間を割き通信線の現物までご提供くださった野崎健美氏・トヨ氏、いつもあたたかく迎えてくださった野崎創氏ご家族には、どんなに感謝してもきれない。またエーデルワイスファームの店員さんたちにはいつも親切にいただいた。野崎氏らにお手引きくださった坂森浩志氏（北海道平和委員会）は、内藤功弁護士との再会にも機会を与えていただいた。内藤弁護士には当方の質問に率直にお答えいただいた。

また、本実践のために協力してくれた北海学園大学社会科教育法Ⅱ（前田開講分）2008年度履修生5名からは多くの示唆を得た。2007年秋の実践の授業者や中学生からも同様である。当然のことながら本論文に事実誤認があるとすれば前田の責任である。記してお詫びする。

＜註＞

- 1 深瀬忠一『戦争放棄と平和的生存権』（岩波書店 1987 年第一刷・1990 年四刷）p.227
- 2 だからといって、平和的生存権の裁判規範性が司法界で市民権を獲得したとみるのは時期早尚だろう。参考：奥平康弘『『平和的生存権』をめぐる 名古屋高裁の『自衛隊イラク派兵差止請求控訴事件』判決について（上）（下）』（『世界』2008 年 7・8 月号所収）
- 3 前田輪音「憲法教育実践報告－『恵庭事件』を素材とした授業プログラムとその実践」（北海学園大学『学園論集』2008 年 6 月№136 所収）
- 4 前田前掲(3) この時点では、改訂の必要箇所を、・裁判劇のシナリオの検討 ・判決を考える際の選択文検討 ・島松演習場の歴史（10 頁）や被害対策と結果一覧（12 頁）の記載方法の工夫 の 3 点をあげた。
- 5 筆者による野崎健美氏聞きとりによる。12 月 11 日、美晴氏とは別に健美氏は、別途自衛隊に出向いたが、その際、付近住民の抗議等に対する対応を「対民事上の訓練」と考えるよう指示する自衛隊内部文書を見せられた。改訂提案プログラム 13 頁（本誌 201 ページ）に記載した。前田輪音『『恵庭』は今日も生きている－『憲法を武器に』闘う人々－』（北海道平和委員会「平和の井戸端会議“憲法塾”たより」№26, 2008.10.5 参照）にその一部を示した。
- 6 前田前掲(3)にはこの「番外編」は含まれていない。
- 7 中学実践の授業者から、野崎氏からの中学生へのメッセージをもらうよう要請されていたことと、某食品コンクールでの受賞祝いを兼ね、初めてエーデワイスファームに野崎健美氏を訪ねたときの 1 時間以上にわたる話から作成した。2008 年 2 月 29 日のことである。
- 8 前田前掲(5)
- 9 野崎健美氏は、1982 年 10 月にある集会でマスコミ報道について次のように言及している。演習用通信線切断直後に書類送検されたが、新聞が「全く自衛隊と警察の発表をそのまま載せておられましたね。現地にいるわれわれの声はあまり聞いてくれなかったんです。」（北海道新聞労働組合『戦争と新聞』1984 p.162）
- 10 筆者は 2008 年 9 月のこの機会に、同席させていただいた。前田前掲(5)にそのときの様子を記述した。また、内藤氏も次の文章でふれている。内藤功「連載エッセイ(28) つれづれなるままに 野崎健美さんと恵庭事件を語り合う」（日本平和委員会『平和運動』2008 年 10 月№455 所収）
- 11 内藤功「連載エッセイ(10) つれづれなるままに一日米の共同作戦計画追求にまで発展した恵庭裁判」（日本平和委員会『平和運動』2007 年 1 月№436 所収）
ここで内藤氏は、当時の自衛隊の机上作戦計画「三矢計画」が国会で暴露され、はじめて新聞に載ったのを発見したときの自身の興奮の様子を回顧している。
- 12 星野安三郎「平和的生存権序論」（小森孝輔・星野安三郎編『日本国憲法史考』1962 年法律文化社所収）

氏名：_____

「あなたにとっての幸せとは？」

問題0: あなたにとって、幸せな生活とはどのようなものですか？
 幸せに必要なものは何かをイメージしながら考えてください。

1

「牧場の四季」

問題1 : この文章「牧場の四季」は、北海道のある時期・ある場所に暮らす幸せな家族のお話です。
 いつごろの、どのあたりのことをあらわしていると思いますか。

牧場の四季

[illegible][illegible]

誰が何處までもおりると、山々の紅葉が色づいて
葉は黄色緑色をつります。大人の女性達は、ジャ
ムや砂糖を塗った、漬物を取ったりする。大人の男性達は原作本の戯片抄をしたり、詩
を作ったり、長い夜を越すための準備に忙しい毎日を送ります。子供達は、コクワ(アケビに
似た、緑植物や山ワツの葉や木の葉に、よじ登って実を食べたり、池の魚を釣ったりして遊びま
わした。この時期に、自家製の蜂蜜を使って母が作ってくれた、ソーナナビスケットは、大人
でした。

12月も20日を過ぎると、顔は黒ずんで、ハムやソーセージ等が知られます。クリスマスには、
 詰め合わせたお菓子がクッキーショップで買われ、焼きたてにされます。一年を通して、餅餅チーズやバターが造られ、冬には生クリーム
 を使ったケーキやアイスクリムも知られます。外国の世の少い人に特別に、自家用に使われるお菓子の生産や輸入が、父や
 母と一緒にゆつと通ることも知られます。外はほとんどとなく雪が降り、寒い、真っ白な銀世界、静かに街が流れて行きま
 す。年の中ではベチカが真冬にまで音をたてて燃えています。夜遅くまで子供達の寝た後も、父の好きなモーツァルトやベ
 ーホフの曲で家が震えていました。

注記:野崎健美氏によるかつての野崎牧場の四季を通じての幸せが語られている。本誌印刷の都合上、詳細な記載は略す。下記URLを参照のこと

<http://www.someplace-else.com/first/concept.html>

場所… ()
時代… ()

2

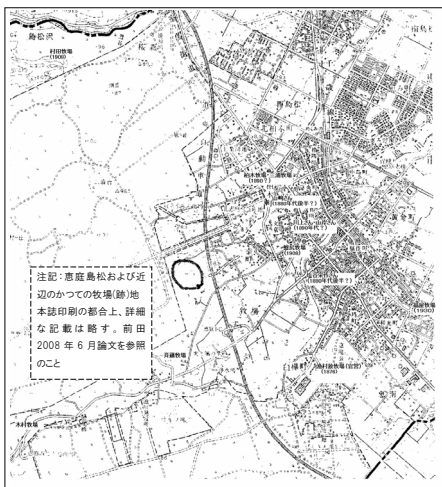
「牧場の四季」が表す場所は恵庭、時代は終戦直後の 1940 年代後半です。

文筆は健美さん、挿絵は健美さんの妻トヨさんによります。

健美さんのご両親 健之助さん・寿美さんがはじめた恵庭のA牧場での幼い頃の幸せな思い出をあらわしています。

この一家は、1941 年にこの恵庭で牧場経営を始めた。

これから、この恵庭に生きてきた健太郎さん一家の幸せについて勉強します。



この地域に入植が始まったのは今から 140 年近く前ですが、約 130 年前にこの地域初の牧場「漁村放牧場」(官営)ができました。その数年後から、少しずつ個人の牧場が経営されるようになりますが、定着し始めるのは 100 年くらい前からのことです。

この地域は、健之助さん一家が営む A 牧場ができる何十年も前から酪農の町として振興始めていました。

3

「恵庭 A牧場の誕生」

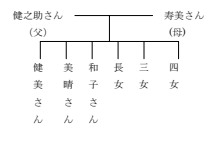
1931(昭和6)年に、健之助(北海道大卒 本州出身)さんと寿美さん(小樽出身)ご夫婦は、十勝の豊登町(大樹町と広尾町の境)に入植、当時は入植者が少ないなか、牧場をスタートしました。その後、長女、長男健美さん、次男美晴さんが生まれます。1936(昭和11)年には、「㈱A産業(健之助さんの親族経営 横浜にある会社 北海道農場)から「A牧場」として独立します。



〔入植当時の健之助さん・寿美さん
十歳の原野を背景に〕



〔惠庭 A牧場（当時）〕



こうして、1941(昭和16)年2月、恵庭の牧場地区の約30haの山林原野と15haの畑に、豊似のA牧場から牛30数頭、馬5~6頭、そして家族全員で大移動してきました。

恵庭での「A牧場」の誕生です。

問題2： 牧場経営には家畜をはじめ、牧場用地、牧草などいろいろなものが必要でした。牛(家畜)舎、牛や馬の飼料、家族が住む家、電気、水、などです。

当時のA牧場では、水をどのような方法で得ていたのでしょうか？ 次から一つ選んでください。

- ① 水道 ② 川 ③ 井戸(地下水) … 回答 ()

4

「豊かな自然の恵みを川と大地から」

牧場では、川から水を得ていました。

参考)

1964(昭和 39)年	恵庭市内に上水道給水開始
1922(大正 11)年	当別電機（今の北電）発電所開設



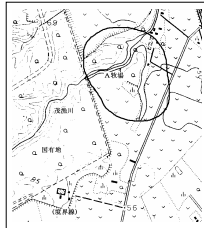
[牧場の四季]には、次のような一節がありました。

「牧場のなかには、広い山林や放牧地、畑があり、水源を
 興にする3本の小川が流れていました。
 その川の一つには、ダムや自家発電所があり、滝が音
 を立てて流れ、魚が沢山おりました。
 これらは、子供達にとっては最高の遊び場でした。」

この「小川」は「茂漁川」という川の源流で、西隣から流れてきていましたが、A牧場はこの川の水権を持っていました。たいへん良く澄んだ水だったので、飲料水・牧場用水(牛や馬や豚の飲料水・冷却水・牧場の清掃など)として用いており、魚も釣れました。水量も安定していたので自家用の発電機を設置し、動力・電力を得ていました。

茂漁川は、A牧場にとって、大切な水源であり動力源だったのです。

[A 牧場周辺地図]



また、健之助さん一家をはじめ付近の住民は、戦前から西隣にある国有地の入会権をもっており、なかに自由に行き来して、

- ・燃料のための薪
- ・冬場の牛の餌にする草（干し草にする）
- ・食料の一部となる山菜

などを探っていました。

牧場が十勝から移ってきたのは1941年、この時期は戦争が続いていましたが、1945年8月には終わり、西隣の国有地は占領軍に一時的にとりあげられていましたが、牧場が持つ入会権・水利権は有効でした。

こうして、A牧場は、この人権・水利権を有効に活用しながら、ブリーダー経営（質の良い牛を産ませて育てて売る）をすすめるために、健之助さん・寿美さんご夫妻、長男の健美さん、次男の美晴さん、そして娘たちで、自然あふれる恵庭の大地で、自然の恵みを存分に生かし・食し、「良い牛をつくること」を目標に、牧場を営んでいました。

A牧場一家の幸せな日々でした。

5

「A牧場にふりかかった被害」

あるとき、健之助さん一家の生活が急変しました。

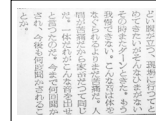
1960(昭和 35)年、次男の美晴さんは、新聞に次のような投書を送りました。

泉のものといひ音一瞬
息がとちりて、ガス・ブロー
管にひとひと腕がつかへ、現地に
行つてゐたことがうかづな
りまがな。そしてまたダ
ンとこゝろへ、ものを我れな
れ。こんな音は、我れなれ
るよりも苦痛だ。人間が苦
痛だから書いた、と同意
いいたからか、今な音を出
せと言つたの、今また何回
聞かされた、今後とも何回
聞かせることか。

いつたこんな音も聞かせる
さと申入られど、何處で
さと申入られど、それ
れに対しての誠意を見せ
ずやむやうなものはど
しやうか、現在のまゝの
状態が続くであらばわれ
れはあらゆる手段を持
つて世渡りをするよりも
早い騒音に送るのも更
であるが、いかんせんお
れはか。

[北海タイムス投書欄 1960(昭和35)年12月4日(一部修正)]

この投書にある「ものすごい音」・「騒音」は、1955（昭和30）年8月ごろから始まりました。



このひどい騒音にさらされて、健之助さんと寿美さんご夫婦と次男の美晴さんは難聴になり、そのうち寿美さんは倒れてしまいました。医師の診察の結果、極度の疲労状態と診断され、牧場を離れて札幌に移住し通院治療せざるをえなくなりました。その後、札幌で暮らして7年たっても健康な体には戻れませんでした。

A牧場の隣の橋本さんのうちの赤ちゃんは、騒音がするたびに昼寝から飛び起きておびえ、おばあちゃんにだきついて離れませんでした。

乳牛は一般にデリケートな家畜です。騒音のあまりのひどさに牧場の乳牛は狂ったように暴れ、鉄条網で乳牛を切断して死亡したり、最もひどいときには乳量が93%も低下しました。牛の「質」は乳の質（脂肪率・たんぱく質の率など）・量で決まるので大変な損害です。そのうえ流産・早産が続出し受胎率も低下しました。

これでは良い牛はつくれません。

これら騒音の被害に加え、騒音の主のある行為により、澄んだ茂漁川は土砂が大量に混じってひどくにごり
氾濫し、土砂のために自家発電の機械は故障し、飲料水や牧場用水が不足し自家発電も出来なくなりました。

良い牛をたくさんつくるというA牧場の経営にとっては大きな被害であり、大問題でした。
ぜひともこの被害から解放されねばなりません。

6

「あなたならどうするか？」

問題3： 美晴さんは、新聞の投書に「現在のままの状態が続くのであればわれわれはあらゆる手段を持って強度に迷惑をおよぼしている騒音を排除するつもりである」と書いています。
その後、騒音などの被害を「排除」するためA牧場の皆さんはいろいろな行動をとりました。

あなたなら、この騒音などの被害を排除するために、どのような行動をとりますか？

(複数回答の場合は、とりかかる順番を書いてください)

7

「被害の責任は誰にあるのか」

問題4： A牧場にふりかかった被害の原因をつくったところ＝抗議文（6ページ）の宛先はどこだと思いますか？

宛先… ()



〔当時のA牧場の写真 自宅と牛たち〕

8

「判決を出してみよう」

問題8: あなたが裁判官ならどのような判決を出しますか。

[40 回にわたる公判で審理された争点]

〔争点側〕
自衛隊法は憲法第九に違反で
あるから、起訴自体が無効
な案!

VS

〔公判側〕
自衛隊法は憲法第九に反せ
ず、合憲。
自衛隊法四十一條違反で
有罪!

起訴状
野崎某と健美は、十二月十一日と十二
日に、陸上自衛隊本営警備隊で演習場
に侵入して、無線の電線を切つて、自衛
隊の用に使する物を破壊したものである。
自衛隊法四十一條違反で有罪と認めら
れる。

判決:
理由:

理由:

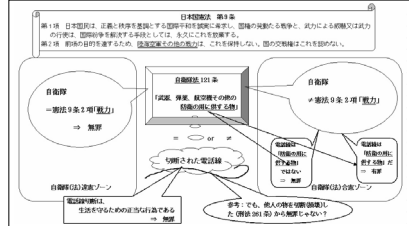
17

「憲裁判第一審 — 札幌地方裁判所判決」

主文 「被告人兩名は、いずれも無罪」

理由 切断された電話線は、起訴された自衛隊法 121 条の「武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供
する物」にあたらない。ゆえに、弁護人が指摘した自衛隊法の憲法問題（＝自衛隊法が憲法に
違反するかどうか）に関し、判断する必要は無いし判断するべきでもない。

〔公判での経緯から考えられる有罪・無罪の根拠〕



判決は、野崎健美さん・美晴さん兄弟は無罪、公判中に審理された自衛隊法が憲法 9 条に違反するかどうかの判断はしない、というものでした。

【判決】

切断された電話線は
「武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物」
(自衛隊法 121 条)
ではない。⇒ 無罪



問題9: この判決を野崎さんや支援者はどう思ったか、その理由も含めて考えてください。

18

「判決への反応」

被告側



〔美晴さん・健美さん兄弟〕

〔被告とされてしまった兄弟〕

検察が求刑を禁止されたとき、無罪はわかっていた。無罪になってもうれしくない。この事件の焦点は自衛隊の合憲・違憲にある。裁判所はこの点をききりと約束しておきながら違えた。自衛隊は約束を破って私たちの生活を侵害した。今度は裁判所に約束を破られた。私たちはだまされっぱなし。できることなら裁判所を訴えたい!

〔弁護士団 400 名代表の意見〕 「無罪判決は喜ばしい。しかし、この公判の本質は公判経過からいっても自衛隊の違憲・合憲の争いだった。裁判所も当初からこの点について回避しないと明らかにしていた。したがってわれわれは明らかに判決が下されるものと期待していた。今回の判決はまさに遺憾だ」

裁判官

自衛隊についての憲法判断をしなかったことについて、

裁判所は憲法判断を回避していない。憲法判断をする必要がなかったから、しなかった。



〔辻裁判長〕

検察官

検察は、野崎兄弟が演習場の電話線を切断した行為を有罪とするために起訴したので。被告人が無罪という判決は検察にとっては残念な結果だったはずだ。
が…公判が終わったあと、「オー、よかった、よかった」と言い、検察官どうして抱き合うように抱き抱え、記者の質問を『話であつた』と切り取り、万年筆を落としたのもかまわず、廊下を走り出す。無罪判決ではちよつと信じられないような光景でした。
談話を発表する片側札幌地検検事正の顔は暗れ暗れとして、その表情は「勝つた」という感じが読み取れるほどでした。

【自衛隊】

判決の次の日、国会の衆議院予算委員会では、防衛庁長官に対して、「自衛隊法は違憲」との判決が出た場合の声明文を用意していたのか? という野党議員の質問に對し、
〔※憲法違反かどうか裁判所は判断していません〕

〔防衛庁長官〕

〔自衛隊のトップ〕

被告人が有罪にならなかった憲裁判第一審判決のあと、検察は有罪判決を勝ち取るために控訴するかどうかを考えましたが、結局控訴しないことと決めた。
そして、野崎兄弟は無罪は確定しました。

問題10: 野崎さんは無罪判決確定後、どうだと思いますか?

回答...

19

「憲裁判その後—演習をめぐる変化」

健之助さんはじめ健美さん美晴さんやその支援者たち、演習による被害に間をもつ全国の人たちは、裁判の前も公判中もそして判決後も、演習によりこわされた「幸せ」の回復のために、3つの要求をし続けました。

- ① 演習場の撤去
- ② 演習による被害防止対策
- ③ 演習による被害の補償

【その結果】

① 演習場の撤去		島松演習場はいまもある
② 演習による被害対策		憲裁判判決後
水	砂防ダム設置—効果無し	・判決の直後に、牧場近辺の水道路設備が完備され安定供給されるように
水	給水車で給水(自衛隊現場も手配った) しか一時的しのぎ	・近隣の9牧場共同で演習場内に60haの牧草地を確保、肥料は一部自衛隊負担で管理を開始、川への流入土砂を少しでも減らすことに(防災工事)
音	要求したが改善されず	防音工事などの費用が、一部国から市町村を通じて出されるようになった(学校などの公的施設および一般家庭の建設・改築の一部に)
防	北方面防衛や防衛庁長官に	一例：自衛隊演習機演習中の「誤射」被害への対策 島松演習場の戦術演習で、演習中に北広島のリハビリセンター敷地内に散弾間違つて「射撃」敷地内に数個の着弾あり(2001年) —恵庭市議会は大問題として取り上げた —防衛庁が、恵庭市議会に対し標的の位置移動など文書で報告 ⇒自衛隊演習は、地方自治体の監視下におかれている
防	対応策を要求したが回答無し	
連	演習事前連絡は季節ごと	1ヶ月ごとに、演習の予定が恵庭広報紙に記載されるようになった
通	町内3箇所に掲示	演習通達 自衛隊
体	住民への直接連絡は無し	危険です。演習場内には立ち入らないで 陸上 10月1日(水)、3日(金)〜5日(日)、7日(火)、 8日(水)、15日(水)(7時〜22時)、2日(水)(7時〜21時) … 問合せ先 基地・防災課 (電話33****内線****)
③ 演習による被害の補償		〔恵庭広報紙 2008年10月号より 一部抜粋〕
無し		「交付金」制度開始—国から演習の被害がある地方公共団体に

20

「野崎健美さん・美晴さんから野崎牧場の人々が『武器』にしたもの」

演習をめぐるこれらの変化は、自衛隊と演習場は未だ存在し・判決でも自衛隊についての憲法判断がされなかったとはいえず、恵庭裁判、そして野崎さんが受けた被害への抵抗の「成果」です。



40 数年後、野崎健美さんはこう話します。

事件当時、被害が甚大で大変だったけれど、自衛隊相手に何とか話し合いて解決したいと思い、いろいろ対策を講じました。各様要求のほか、実行力も申しましたが、その時のモットーは「相手にとっての打撃は最小に、効果は最大に」。当時、自衛隊相手に裁判に訴えるなんてことは、一般的にもつかないことでした。反対に訴えられました。

裁判当時は、権利主張のためには原点にまでさかのぼって勉強しなくてはと、考え、憲法の学説・理論はもとより、憲法制定過程の審議録『逐条日本国憲法審議録』（清水伸編著 有斐閣 1962）を北海道立図書館から借り出し、制定過程も学びました。貸し出しカードに機本機事の名前もあったのです。自衛隊合憲論を主張した経緯も、憲法を勉強していたんですね。

起訴された後、公判の事実調べで法廷に立たねばならないことを友人に話したら、法律をまったく知らないその友人はこう言ったんです。「野崎、ちょっと変じゃないか？俺、不思議に思うんだけどね。『事実調べをやる』ってことは『自衛隊法が合憲だ』ってことでなかったらできないんじゃないか」と。そうか！！！！と、それまで抱いていたモヤモヤは一気に晴れたんです。もし自衛隊法が憲法違反だとすれば、事実調べをすること自体が憲法違反の法廷を開いていることになる。それは絶対許されることではない、というふうな考えればいいんだ！電話連絡断行後そのものの「事実調べ」をやるってことは、起訴された自衛隊法が合憲だということが前提でなければならぬ。それを拒否するのが被告としての当然の義務だ、と、思いました。このアイディアを弁護士先生方に伝えて、実現し、諸告一部削除・求刑禁止、そして無罪を勝ち取ったんです。

〔にの公判の主要部分〕

- ① 起訴状読解
- ② 検察要求
- ③ 罪状反駁
- ④ 検察官の立証
- 切断に開く → 自衛隊員・役人証人尋問
- ⑤ 弁護士の立証
- ・自衛隊憲法違反反論 → 田中元帥証人尋問 自衛隊実務審議
- ・起訴したものについての立証（事実調べ → 打ち切り）
- ⑥ 諸告・求刑
- 諸告一部削除・求刑禁止
- ⑦ 最終陳述

問題 11： 野崎さんは多くの支援者たちに支えられて恵庭公判を終えました。でも、他に、あるとても重要なものに野崎さんは支えられ、最大限に利用し、「武器」あるいは「武器」にしました。それは何でしょうか？

21

『「幸せな生活」のための日本国憲法』

それは「憲法」でした。

裁判前も公判中もそして判決後も、野崎牧場の人々にとって、憲法は大切な役目を果たしていました。

実は、自衛隊についての判断で憲法判決で「回避された」とはいえ大切な役目を果たしていました。当時は机上の演習で大問題になった自衛隊ですが、現在は海外にまで「派遣」されるようになり、自衛隊に関する憲法裁判は恵庭事件以降いつも行なわれ現在も係争中（例：各地のイラク自衛隊派兵差止訴訟）。しかしその間、一度も裁判所は「自衛隊は合憲である」という判断をだしていません。「自衛隊合憲判決」を出さない「力」が日本国憲法にはあるからです。

憲法前文の最初の一文は「日本国民は……この憲法を確定する」です。憲法は「国民」が宣言・確定したものであり、「尊重擁護する義務(99 条)」を持つ「国」に守らせるべきものです。野崎さんの「幸せな生活」を壊したのは、本来ならばそれを守る義務がある「国」でした。そこで野崎さん(そして弁護士・支援者)は、国に「幸せな生活」を守らせるために、憲法を盾に抗議・要求し、訴えられた側でしたが裁判で争ったのです。公判はまるで、被告は自衛隊であるかのようにでした。

問題 12： 野崎さんが利用し、盾にし、支えられた憲法の条文はどれだと思いますか。前文も含め、条文名やその内容を「日本国憲法」の条文をみながら、考えつく限りあげてください。

全体の感想：この授業を受けてきたみなさんの感想を書いてください。

あなたがつけるこの授業プログラムのタイトル：.....

22

「その後の野崎牧場の人々」

恵庭事件の判決後、健美さんらは牧場経営に平行して乳牛改良事業を手がけ、1984 年には日本で初めての当時の最高点である 95 点を取った牛をつくり、演習被害で苦しんでいた野崎牧場の経営を立派に立て直しました。いまでは、この牛の牛乳が全国に広がっています。

現在は、父・健之助さんの死去により牧場は 6 人の子どもたちで遺産分割し、健美さん・美晴さん 2 人は恵庭事件がおこるずっと前からの夢であったハムやベーコンの生産・販売のお店「エーデルワイスファーム」を北広島輪聖に開設しました。

若いときからの夢を実現している。父の遺産をもとに、この田舎でスローライフ・スローフードを家しみながら、学生時代に思い描いていたことをちゃんとやっています。本当に良いものをにつくって、お客さまに楽しんでもらいたい。

戦前からのドイツの製法と米温度を組み合わせた独自の作り方にこだわり、無添加の安全で美味しい製品を通信販売と直営店舗で提供しているのです。



このお店は、テレビ番組などで多く取りあげられていますが、2008 年 2 月には「第十七回優良経営食料品小売店等全国コンクール」で、3 位にある「日本経済新聞社社長賞」を受賞しました。現在は息子の創さんが社長さんを、健美さんは会長をつとめています。

野崎さんの若い頃からの夢を実現させた幸せな生活です。

〔店内で語り合うつづきの同士 野崎健美さんと内藤功弁護士〕



〔エーデルワイスファームの一角 甲より〕

23

参考にした資料リスト紹介

エーデルワイスファームHP (<http://www.somewhere-else.com>)

恵庭市『恵庭市史』(1979) 恵庭市広報誌(H.P より) 恵庭・島松の昔と今の地図たち

恵庭昭和史研究会編『百年一〇〇話：恵庭の風になった人々』(1997.3)

『恵庭年代記』(1997.7)

恵庭市農業協同組合編『恵庭市農業協同組合三十年史』(1978.9)

小松重之『ふるさとの思い出 写真集 明治大正昭和 恵庭』図書刊行会 (1980)

新聞記事・朝日新聞、北海道タイムズ、北海道新聞

千原正男『奇跡の点検』(2000)

野崎健美/文・トヨ/絵『幼き日の思い出 牧場の四季』 野崎健美さん手記 (北海道平和委員会所蔵)

北海道平和委員会・恵庭事件対策委員会編『恵庭は告発する』(1967)

北海道平和委員会『恵庭事件―自衛隊法違反―公判記録 1 ～ 1 1』(1963～1967)

北海道平和委員会『憲法違反の自衛隊をなく 恵庭のたたかい』(軍備全廃パンフ第 15 集)

北海道平和委員会編『平和に生きる権利 今こそ世界に 長沼一審判決三十周年記念集会報告集』(2003)

北海道平和委員会所蔵写真 (主に坂森さん撮影)

水島朝徳『ルポ・恵庭事件の地を訪ねて 新・権利のための闘争』『札幌学院評論』1984 年 2 所収)

野崎健美さん、内藤功弁護士からの直接の聞き取り (2008 年の救回 前田 輪音による) など



「牧場の四季」は、幸せだったころの野崎牧場を描いています。戦後直後、物は十分ではなかったけれど、山や川そして実り豊かな大地は野崎牧場の一帯の幸せな生活を支えてくれました。その代わりになるような牧場地は、他にはなかったのです。

実は最後に次の文章が記されていました。

遠い昔の牧場、戦後間もなくの頃。もう再びもどることのない幼い日の思い出です。そして、これこそエーデルワイスファームのコンセプトの原点なのです。(野崎健美)

24